

確定申告の準備はお済みですか？

確定申告がいよいよ2月15日から始まります。

毎年のことながら、準備も大変です。

確定申告とはどのような人がするのでしょうか？ 簡単にまとめてみました。

- I, 給与所得が2,000万円を超えている
- II, 給与を2箇所以上から受けている
- III, 給与以外の収入が20万円を超えている
- IV, 公的年金の受給額が一定額以上の人
- V, 源泉税額の還付がある人
- VI, 医療費控除のある人、住宅借入金特別控除の適用を初めて受ける人

その他の方でも、該当する場合があります。詳しくは職員へ遠慮なくご質問ください。

今年の所得税の改正点を簡単にまとめました。参考になさってください。

- 1、定率減税額が10%、最高12万5千円にかわりました。【改正前：20%、最高25万円】
- 2、一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合に、その費用の10%（最高20万円）を住宅耐震改修特別控除として所得税額から控除することとされました。
※住宅耐震改修特別控除は、住宅借入金等特別控除と重ねて受けることができます。
- 3、寄付金控除の適用下限額が5千円に引き上げられました。【改正前：1万円】
- 4、確定申告を要しない小額配当の対象がかわりました。1回の支払額が、次により計算した金額以下である配当等が対象となります。

$$10万円 \times \text{配当計算期間の月数(最高12ヶ月)} \div 12$$

～お知らせ～

税源移譲に伴い、19年度から所得税が減り、住民税の額が増えることとなります。
基本的には税負担は変わりません。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。皆様がますますお幸せでありますよう、お祈りいたします。

皆様よりたくさんのお賀状を頂きましてありがとうございました。この場をかりてお礼申し上げます。

納期の特例の適用を受けていらっしゃる方。納付日は1月10日でございます。

窓口が混み合う事が予想されますので、お早めに納税なさってくださいませ。